

業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 東南アジアプロモーション業務
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履 行 場 所 ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイほか
- (4) 契約上限金額 6,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務の目的

本業務は、東南アジアをターゲットとした外国人旅行者の獲得に向けて現地プロモーションを実施し、本市の認知度向上を図るとともに、本市に滞在する旅行商品の造成を促進することを目的とする。

3 業務委託内容

連絡員の設置

4 業務の仕様

連絡員の設置

ベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイを対象とした連絡員を設置し、旅行会社への情報提供、ニーズの収集、商品造成のサポート等、本市への送客に繋がる活動を令和8年6月1日から令和9年3月31日まで行うこと。

- ・ 連絡員の設置及びその業務の実施にかかる経費を負担すること。
- ・ 連絡員は受託者からの提案により委託者と協議の上、選定すること。
- ・ 連絡員はベトナム、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイいずれかに拠点を置き、旅行会社へのネットワークを有し、現地言語に長けている者とする。なお、連絡員は個人ではなく、組織としての対応でも構わない。
- ・ 委託者と連絡員とは日本語で連絡が取れる体制とすること。
- ・ 連絡員には、以下の業務を実施させること。

現地旅行会社へのセールスコール 全市場合計年間延べ80社以上

(セールスコール先及び実施時期は委託者と協議の上、決定すること)

現地旅行会社からの問い合わせ対応 随時

委託者の現地プロモーション等にかかる現地調整、アポ取り 随時

静岡県海外事務所との連携及び調整 随時

旅行商品造成のフォローアップ 随時

簡易的な翻訳業務 随時

商談資料の翻訳 各言語3,500字程度

- ・ 定期的に業務レポートを委託者に提出すること。
- ・ セールスを行った旅行会社うち、本市を含む旅行商品の造成に積極的な旅行会社各市

場1社以上に対して商品造成支援を行うこと。支援額は予算の範囲内とする。

- ・ セールスを行った旅行会社の商品造成及び送客状況を可能な限り把握すること。
- ・ 委託者のセールス資料等を保管するとともに、業務終了後は次の受託者へ引き継ぎを行うこと。
- ・ その他東南アジアからの誘客に効果的と考えられる取り組みを提案し、委託者と協議の上、実施すること。

5 成果物

報告書（電子データ） 1部

6 その他

- (1) 本業務における成果品についての著作権、著作権等は浜松市に帰属する。
- (2) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (3) 本仕様に記載のない事項については、委託者と協議して決定する。